

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、羽生都市計画道路（羽生市決定）の変更についての理由を示したものです。

I. 羽生都市計画区域における位置等

羽生都市計画区域に含まれる土地の区域は羽生市の全域で、都心から約60km圏にあり、埼玉県の北東部に位置しています。

【羽生市：3・1・25羽生駅東口駅前交通広場】

当該路線は、羽生市の中央地域に位置しており、東武伊勢崎線及び秩父鉄道羽生駅の東口にある面積約4,200㎡の幹線街路です。

II. 変更の必要性

従来、駅前広場を県管理の停車場線に接続して設ける場合には、埼玉県が当該都市計画道路の一部として決定していましたが、平成24年12月に「県管理の停車場線と駅前広場の都市計画の取扱いについて」が埼玉県から示され、計画、整備、管理の一元化を図る目的として、今後、駅前広場は県管理の停車場線とは分離して市町村が定めることとなりました。この方針に基づき、3・4・3駅前大通線の一部として決定されていた羽生駅東口駅前交通広場約4,200㎡について、3・4・3駅前大通線から分離し、新たに羽生市決定として、3・1・25羽生駅東口駅前交通広場を定めるものです。

III. 変更の内容

名 称	延長	車線の数	幅 員	内 容
3・1・25羽生駅東口駅前交通広場	約50m	—	約72m～81m	駅前広場の追加

IV. 関連する都市計画 道路（埼玉県決定）